

青森県報

第三千七百五十八号

平成二十五年
十月十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……二
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情報システム課) ……四

告 示

青森県告示第七百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百三十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成二五年一〇一
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡横浜町	二五年一〇二

青森県告示第七百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年十一月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字後潟字大原二五	後潟
青森市大字後潟字平野一の四	
青森市大字小橋字福田二二の一	
工藤 利行	
工藤 一義	
三上 幸仁	

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	小友板柳停車場線	弘前市大字小友字神原三六四から弘前市大字種市字小島六四の一まで 弘前市大字小友字神原三六四から弘前市大字種市字小島二〇四の一まで 弘前市大字種市字小島二〇四の一から弘前市大字種市字小島二〇四の一まで	前 前 後	四・五・〇メートルから四・七・〇メートルまで 四・三・〇メートルから四・三・七・〇メートルまで 一・二・〇メートルから一・三・七・〇メートルまで	三・〇八一・八〇メートル 二、六八六・八〇メートル 二、三七七・八〇メートル	

青森県告示第七百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、むつ都市計画道路事業を平成二十五年十月十日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

むつ市

二 都市計画事業の種類

むつ都市計画道路事業（三・四・一号横迎町中央二号線）

三 事業施行期間

平成二十五年十月十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県むつ市金谷二丁目、中央一丁目及び中央二丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第七百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行

う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社 建築構造 センター	東京都新宿区新宿 二丁目一の二	一 東京都新宿区 新宿二丁目一の二 二 白鳥ビル二階 三 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇の二八 四 カメイ仙台グリー ンシティ四階 五 福島県郡山市中町一の一の五 六 やまのいビル一〇〇三号室 七 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二の三 八 さいたま浦和ビルディング三階 九 神奈川県横浜 市西区北幸二丁目一〇の三九 一〇 日総第五ビル三階 一一 愛知県名古屋	平成二十五年十月二十五日

変更後

市中区錦一丁目
 一七の二三名
 興中駒ビル九階
 七 島根県松江市
 中原町六
 八 広島県広島市
 中区八丁堀一五
 の六 広島ちゅ
 うぎんビル七〇
 四 二号室
 九 愛媛県松山市
 三番町七丁目一
 三の三三ミツ
 ネビルディング
 六〇四号室
 十 佐賀県佐賀市
 駅前中央一丁目
 九の三八カ
 ニープレイス佐
 賀七〇四号室
 十一 長崎県長崎
 市万才町六の三
 三 高木ビル五
 〇一
 十二 宮崎県宮崎
 市川原町五の一
 〇 ミネックス
 川原八階
 十三 鹿児島県鹿
 児島市中央町九
 の一〇 創夢第
 一ビル四階
 十四 沖縄県浦添
 市字城間三〇一
 九 座波建設ビ
 ル三〇八号室
 一 東京都新宿区
 新宿二丁目一の
 二 白鳥ビル二
 階
 二 宮城県仙台市
 青葉区本町二丁
 目一〇の二八
 カメイ仙台グリ
 ー
 三 福島県郡山市
 中町一の五
 やまのいビル一

〇〇三号室
 四 埼玉県さいた
 ま市浦和区高砂
 二丁目二の三
 さいたま浦和ビ
 ルディング三階
 五 神奈川県横浜
 市西区北幸二丁
 目三の一九日
 六 愛知県名古屋
 市中区錦一丁目
 一七の二三名
 興中駒ビル九階
 七 島根県松江市
 中原町六
 八 岡山県岡山市
 北区丸の内二丁
 目一二の二
 三 内山下ビル三
 九 広島県広島市
 中区八丁堀一五
 の六 広島ちゅ
 うぎんビル七〇
 四 二号室
 十 愛媛県松山市
 三番町七丁目一
 三の三三ミツ
 ネビルディング
 六〇一
 十一 佐賀県佐賀
 市駅前中央一丁
 目九の三八い
 ちご佐賀ビル七
 〇四号室
 十二 長崎県長崎
 市万才町六の三
 三 高木ビル五
 〇一
 十三 宮崎県宮崎
 市川原町五の一
 〇 ミネックス
 川原八階
 十四 鹿児島県鹿
 児島市東千石町
 一の三 鹿児島
 第一の三
 十五 室
 沖縄県浦添

市字城間三〇一
九座波建設ビ
ル三〇八号室

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
共通基盤及びグループウェアシステム更新業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年十月八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
五千六百七十万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭